

R4 生徒指導部より（生活・交通面）

教室掲示
(年度を通じて掲示してください)

1 服装について（規定からの抜粋・要約・趣意）

- 服装は簡素を旨とし、常に清潔に保ち、「清楚品位」を失わないように心掛ける。
- ① ジャケット（上着）、ブラウス、スカートまたはスラックス、ジレーを制服として着用。
※スラックスは年間を通じて、すべての式典時に着用可（防寒用としても推奨しています。）
 - ② ソックスは白紺黒色で無地のもの（ワンポイントは可。縁取りラインやリボン等の装飾は不可）。
ストッキング、タイツ等を着用する場合は肌色が黒色のもの（黒色は冬季限定）。
 - ③ 校章（バッジ）を付ける。紛失した際は事務室で購入できます。

○式典は正装とする。「式典」とは、各学期始業式と終業式、入学式（4月）、卒業式（3月）、開校記念式典（例年5月だが令和4年度は4月）、修学旅行（2年秋）。
「正装」とは上着、スカートまたはスラックス、ジレー、白ソックス、校章、黒紺茶ゴム。
・来賓の参加しない式典（始業式・終業式等）は、ジレーの代わりに学校指定セーターも可。

- ・その他特別な指示のある場合は、その指示に従う。
- ・やむを得ず規定外の服装をする場合は、事前に所定の「異装願」を提出し許可を受ける。
- ・衣替えの時期は、おおよそ5月上旬（春秋型）、7月上旬（夏型）、9月上旬（春秋型）、10月上旬（冬型）を目安。冬期間については下の「2 冬の服装規定」参照のこと。
- ・夏期間（暑い時期）はジャケット、ジレーを省略することができる。
- ・制服は改変しない。スカート丈は膝の真ん中程度。
- ・ソックスはくるぶしより上で膝より下のもの。
- ・通学用の靴は、学生靴でかかとの低いもの。革靴・布靴等の種類についての規定はないが、高校生にそぐわない華やかな色彩、装飾のものは避ける。雨・雪の時は長靴を認めることもある。
- ・不必要な装身具は身に付けない。
- ・故意にルール違反を繰り返す生徒に対しては、特別指導を行う場合がある。

2 冬の服装規定（抜粋・要約）

- ① 冬期間とは10月1日から翌年3月31日まで。この期間は必要に応じて防寒できる。
 - ② 登下校時の服装として以下を着用可とする。
 - a. コートなどの防寒着（色は黒・紺・茶・グレー）。コートはジャケットの上に着用。白色や緑色は不可。誰が見ても規定の色であること。
 - b. 自転車通学者のみ…ウィンドブレーカー類（上下セットで）。ウィンドブレーカーは華美でない物。
 - c. 3年生…学校指定セーターまたは市販のセーター、カーディガン（色は黒か紺の無地でボタンの色も同色）
 - 1・2年生…学校指定セーター
 - d. レッグウォーマー（黒または紺の無地で飾りのない物）
 - e. タイツ（黒・肌色の無地で透けない物。黒タイツに白・紺靴下は着用不可）
 - f. 黒レギンス（着用の場合は白ソックスは着用不可）
- ※コート類は登校後は速やかに脱ぎ、着用は下校直前に行う。
※授業中・休み時間等に上着を脱ぎセーター、カーディガン姿になってもよい。ルーズな形（裾の長い物等）は不可。
※防寒のためにスラックス着用を推奨しています。



3 スマホ等使用上のルール

- ① スマホ・携帯電話の使用してはいけない時間帯は、朝SHR開始時から帰りのSHR終了時まで。昼休みを食のため休み時間には使用できません。朝や放課後は、学習や部活動などで有効利用してください。
- ② 先生からの指示がなければ使用できません（授業での活動、LHRでの活動、総合の時間など）。
- ③ 校内でのながらスマホや歩きスマホは厳禁。朝や放課後に使用する場合は公共の場でのエチケットを守って使用すること。著しい違反の際の場合は預かることも考えなければなりません。

○高女版「私たちのスマホ利用ルール」
・勉強中、関係のないサイトはひらかない
・使用は最小限にとどめる（友達との会話も）
・自分で時間を決めて、節度を持って使用する
・学習・生活の邪魔になるアプリはアンインストール



4 貴重品の管理について

- ① 原則として自分の物は自分でしっかり管理する。移動教室で教室が留守になる時は、貴重品を教室に置いたままにしない。
- ② 必要以上に高額な金銭は学校に持ってこない。事情がある場合は、担任に預けるなどする。
- ③ 体育の授業や行事の際には、教室に準備されている貴重品袋を活用することができる。担当生徒が貴重品を集め、貴重品袋に入れて授業に持っていき、授業担当の先生に渡す。授業後に先生から袋を受け取り、教室で返却する。

5 交通安全について

- ① 交通事故にはくれぐれも気をつけよう。交通ルールを守ろう。
- ② 自転車通学者は特に一時停止を確実に。並進運転・イヤホン運転禁止。左側一列走行。原則車道通行。
- ③ 時間の余裕を持って早めに家を出よう。ギリギリだと危険です。
- ④ お年寄りや子供、歩行者に対して優しい運転を！
- ⑤ 万一事故に遭ってしまった時のために「生徒手帳」に対応の仕方が載せてあります。担任に事故の報告をしてください。「事故届」を提出してもらいます。
- ⑥ 自転車乗用者は、（高校生総合補償制度などの）保険に加入すると共に、ヘルメットを必ず着用すること。
- ⑦ 朝保護者の車で送ってもらう場合、高女の敷地内へは許可証を持った車両のみ入構できます（怪我、病気など）。許可証発行は担任に申し出てください。
- ⑧ 高女前の路上での乗下車は禁止。西門近辺で下車してください。ベルク駐車は禁止です。

6 その他

- ① いじめはダメ、コロナ差別もダメ、絶対！他人の存在を尊重し、お互い認め合おう。
- ② 痴漢・露出の被害に注意！
・明るい所を複数で。周囲の助けを呼ぶ。時々振り返るとよい。
・安全確保の後、最寄りの警察に即連絡を。
- ③ 落とし物したら職員室前「落とし物棚」を確認してください。届けられている可能性があります。その後担任の先生に相談。記名をしておくとも戻ってくる可能性大。

※勝手な解釈をせず不明なところは事前に相談してください。ルールを守って楽しく生活しましょう。また、悩み事があれば話しやすい先生に、いつでも相談してください。（生徒指導部）